



2015年4月6日号

目次

(W&B No. 201504CY)

1. 特許法改正草案(意見募集稿)の公示(2015年4月1日)
2. 職務発明条例草案(送審稿)と意見募集公示(2015年4月2日)

**【1】特許法改正草案(意見募集稿)の公示(2015年4月1日)**

中国共産党第11期中央委員会第3回及び第4回全体会議において、特許法による法執行の検査と検討が指示され、国家知的産権局は2014年より特許法の第四次改正のための検討作業を開始した。今回その作業の結果についてまとめ、一般に公表するとともに広く公衆から意見を募集する。意見提供は4月28日までである。関連 WEB サイト [http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201504/t20150401\\_1095939.html](http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201504/t20150401_1095939.html)

今回の改正案には、2012年8月に意見募集を行った特許権侵害における無効取消手続きとの関係、損害賠償における損害額立証、また懲罰的損害額追加認定も含まれている。全体的には、特許情報の普及やさらなる活用を念頭に、職務発明関連規定の調整、懸案となっている侵害時の賠償問題にインターネット上の侵害対応を加えるとともに、第8章を新設して特許権の活用推進における紛争解決手段を設けている。特に、地方政府に属する特許行政部門(知的財産局)に特許権侵害での対応範囲と権限拡大がある。その他の注目点としては、意匠特許の権利期間を15年まで拡張、意匠の国際出願を念頭に国際出願規定の修正などがある。

**特許法改正草案(意見募集稿)仮訳(下線部が改正内容)**

**第1章 総則**

**第2条** 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案と意匠を言う。

<中略>

意匠とは、製品の全体或いは部分の形状、模様或いはそれらの組合せ及び色彩と形状、模様の組合せに対しなされた美観に富み、工業的応用に適した新しい創作を言う。

**第3条** 国务院専利行政部門は全国の特許業務を主管し、特許出願の受理と審査を一元化し、法に基づき特許権を付与し、特許の市場監督管理業務、重大な影響のある特許権侵害と特許虚偽表示行為の処分、特許情報公共サービスシステムの構築の責務、特許情報の普及と利用、法に基づく特許代理人資格の付与、特許代理機構の審査指導の責任を負う。

県クラス以上の地方人民政府の専利行政部門は、その行政区域内の特許業務、専利行政執行法の進展、特許権侵害と特許虚偽表示行為の処分、特許公

共サービスの提供に責任を負う。

**第6条** 当該単位の任務を遂行して完成した発明創造は職務発明とする。

職務発明の特許を出願する権利はその機関に帰属し、出願の認可後は、その単位を特許権者とする。

非職務発明創造の特許を出願する権利は発明者或いは創作者に帰属し、出願の認可後は、発明者或いは創作者を特許権者とする。

当該単位の物的、技術的条件を利用して完成した発明創造について、単位と発明者或いは創作者との間に契約があり、特許を出願する権利及び特許権の帰属について約定がある場合、その約定に従う。約定のない場合、特許を出願する権利は発明者或いは創作者に帰属する。

**第14条**(新設、旧14条は77条へ移動)

特許権の行使においては、信義誠実の原則の遵守し、公共の利益の毀損、不正による排除、競争の制限、技術進歩の障害となってはならない。

**第16条** 職務発明創造が特許権を付与された後、単位はその発明者或いは創作者に報奨を与えなければならない。発明創造の特許実施後、単位はその普及、応用の範囲及び取得した経済的利益に基づき、発明者或いは創作者に合理的な報酬を与えなければならない。

単位と発明者或いは創作者は本法第6条第4項の規定に基づき、発明の特許出願権が単位に帰属する約定のある場合、単位は前項規定に基づき発明者或いは創作者に奨励と報酬を与えなければならない。

**第19条** 中国に常駐する居所或いは営業所を持たない外国人、外国企業或いは外国のその他の組織が中国で特許出願及びその他の特許事務手続を行う場合、規定に基づき法により設立された特許代理機関に手続を委任しなければならない。

中国の単位或いは個人が国内で特許出願及びその他の特許事務手続を行う場合、法により設立された特許代理機関に手続を委任することができる。

特許代理人と特許代理機関は、法律と行政法規を遵守し、被代理人の委任に基づいて特許出願或いはその他の特許事務手続をしなければならない。被代理人の発明創造の内容は、特許出願がすでに公開或いは公告された場合を除き、秘密保持の責めを負う。特許代理人と特許代理機関の具体的な管理方法は国務院により規定される。

**第20条** 中国の単位或いは個人は誰でも、国内で完成した発明或いは実用新案を外国に特許出願する場合、事前に国務院専利行政部門による秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査の手続、期限などは国務院の規定に準じて執行される。

中国の単位或いは個人は、中華人民共和国が加盟している関連の国際条約に基づき国際出願するとともに関連する保護を受けることができる。出願人が国際出願をする場合、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院専利行政部門は中華人民共和国が加盟している関連の国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づいて国際出願の手続を行う。

本条第一項の規定に違反して外国に特許出願した

発明或いは実用新案を、中国に特許出願した場合、特許権を付与しない。

**第21条** 国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観的で、公正、かつ正確に、適時良く、法に基づき関連の特許出願及び請求手続を行わなければならない。

特許出願が公開或いは公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責めを負う。(第3項を第2項へ移動)

国務院専利行政部門は全面的かつ正確、適時良く特許情報を公開し、また定期的に特許公報を発行し、特許情報の基礎データを提供しなければならない。(第2項を第3項へ移動)

## 第2章 特許権付与の要件

**第25条** 下記に掲げる各号に、特許権を付与しない。  
<中略>

(3) 疾病の診断及び治療方法、但し動物の繁殖については除外;

## 第3章 特許出願

**第29条** (第2項の修正)

出願人は発明或いは実用新案を中国で最初に特許出願した日より12ヶ月以内に、或いは意匠を中国で最初に特許出願した日より6か月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題の特許出願をする場合も、優先権を享有することができる。

**第30条** 出願人が優先権を主張する場合、規定に基づき書面による声明を提出するとともに最初に提出した特許出願書類の副本を提供しなければならない。規定に基づき書面による声明を提出しないか、或いは期間迄に特許出願書類の副本を提供しない場合、優先権を主張していないものと見做す。

## 第4章 特許出願の審査及び許可

**第41条** 国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。特許出願人が国務院専利行政部門の拒絶査定を不服とする場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に専利復審委員会に不服審判を請求できる。

専利復審委員会は審判請求の審査を行う。必要に応じて特許出願の本法関連規定との適合やその他の状況を審査できる。決定を下した上、特許出願人

に通知する。(第 1 項後半を第 2 項へ新設)

特許出願人は専利復審委員会の決定に不服の場合、その通知を受領した日から 3 ヶ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。(第 2 項を第 3 項へ移動)

## 第 5 章 特許権の期間、消滅及び無効

**第 42 条** 発明特許権の期間は 20 年、実用新案特許権及び意匠特許権の期間は 15 年とし、いずれも出願日から起算する。

**第 46 条** 専利復審委員会は特許権無効の請求の審査を行う。必要に応じて特許権の本法関連規定との適合やその他の状況を審査できる。決定を下した上、請求人と特許権者に通知する。

特許権無効宣告或いは特許権維持の決定をした後、國務院専利行政部門は適時に登録し公告しなければならない。(第 1 項の後半を第 2 項に新設)

専利復審委員会の特許権無効の決定或いは特許権維持の決定を不服とする場合、通知の受領日より 3 ヶ月以内に、人民法院に訴訟を提起できる。人民法院は無効審判請求の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。(第 2 項を第 3 項に移動)

**第 47 条** 無効が宣告された特許権は始めから存在しなかったものと見做す。

特許権無効決定の宣告は、特許権無効決定の宣告以前に人民法院が下し、かつ既に執行された特許権侵害の判決、和解書及び既に履行或いは強制執行された特許侵害紛争の処理、処罰決定、既に履行された特許実施許諾契約及び特許権譲渡契約に対して、遡及効は及ばない。ただし、特許権者の悪意により他人に損害を及ぼした場合、賠償されなければならない。

前項の規定に基づき、特許侵害賠償金、特許実施料、特許権譲渡対価を返還しなければ公平の原則に違反することが明らかな場合、全部或いは一部を返還しなければならない。

## 第 6 章 特許強制実施許諾(変更なし)

## 第 7 章 特許権の保護

**第 60 条** 特許権者の許諾を得ずにその特許を実施

し、即ち特許権を侵害して紛争が生じた場合、当事者の協議により解決する。協議に応じないか、或いは協議が成立しない場合、特許権者或いは利害関係人は人民法院に提訴することができ、また専利行政部門に対し手続を申請できる。専利行政部門の処理において、侵害行為の成立を認定した場合、侵害者に対し直ちに侵害行為を停止するよう命じるとともに、権利侵害品、権利侵害製品の製造或いは権利侵害方法で使用する専用部品、工具、金型、部品などの没収、廃棄することができる。当事者がそれに不服の場合、処理通知を受領した日から 15 日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき人民法院に提訴できる。侵害者が期間内に提訴せず、かつ侵害行為を停止しない場合、専利行政部門は人民法院に対し強制執行を申請することができる。専利行政部門は当事者の申請に基づき、特許権侵害に対する賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づき、人民法院に提訴できる。調停和解がなされた場合、人民法院の法に基づく確認を経て有効となり、当事者の一方が履行或いは全ての履行をしない場合、他方の当事者は人民法院に強制執行を申請することができる。

集団での権利侵害、再犯の権利侵害など市場の秩序を故意に混乱させる特許権侵害行為に対して、専利行政部門は法に基づき調査処分する。専利行政部門が故意による権利侵害行為の成立且つ市場秩序の混乱を認定した場合、侵害者に対し直ちに侵害行為を停止するよう命じるとともに、権利侵害品、権利侵害製品の製造或いは権利侵害方法で使用する専用部品、工具、金型、部品などの没収、廃棄することができる。違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額が 5 万元以下の場合、25 万元以下の罰金を科すことができる。

無効宣言請求により特許侵害紛争の審理或いは処理が中止されていた場合、特許権の無効宣言或いは特許権維持の決定公告後、人民法院と専利行政部門は適時に審理或いは処理をしなければならない。

**第 61 条** 特許権侵害の紛争が新製品の製造方法の発明特許に係る場合、同一の製品を製造する単位或いは個人はその製品の製造方法が当該特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。

特許権侵害紛争が実用新案特許或いは意匠特許に係る場合で、すぐに審理や処理をする場合を除き、 人民法院或いは専利行政部門は特許権者或いは利害関係者に対し、 國務院専利行政部門が関連実用新案或いは意匠について調査し、分析と評価を行い作成した特許権評価報告の提出を要求し、それを審理し、手続を行う場合の証拠としなければならない。

人民法院が特許権侵害行為の成立を認定した後、賠償額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力したが、 権利侵害行為に関わる帳簿や資料が主に被告侵害者に掌握される状況にある場合、被告侵害者に侵害行為に関わる帳簿や資料の提供を命じることができる。 被告侵害者が提供しない或いは虚偽の帳簿や資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を賠償額確定の参考とすることができる。

**第 63 条** 特許を詐称し場合、法に基づき民事責任を負うことを除き、 専利行政部門はその是正を命じるとともに公告する。違法経営額が 5 万元以上の場合、 違法経営額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額が 5 万元以下の場合、 25 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、 法により刑事責任を追及する。

**第 64 条** 専利行政部門は、取得した証拠に基づき 被疑特許権侵害行為或いは特許詐称行為を調査する時、関係当事者を尋問し、 違法被疑行為に関連する状況を調査することができる。当事者の違法の被疑行為の場所に対しては 現場調査を行う。違法被疑行為に関わる契約、 領収書、帳簿及びその他の関連資料を調べ、複製することができる。違法被疑行為に関連する製品を検査し、 故意に市場秩序を混乱させる特許権侵害製品或いは特許詐称の証拠を証明する製品を封鎖、或いは差押さえることができる。

専利行政部門が法に基づき前項に規定された職権を行使する時、当事者は援助、 協力しなければならない

ず、拒否したり、妨害したりしてはならない。当事者が 専利行政部門の職権行使を拒絶や妨害する場合、専利行政部門は警告する。 治安管理行為に違反を構成する場合、 公安機関は法に基づき治安管理で処罰する。犯罪を構成する場合は 法に基づき刑事責任を追及する。

**第 65 条** (第 3 項を追加)

特許権を故意に侵害する行為に対して、 人民法院は侵害行為の情状、規模、損害結果などの要素に応じて、前記両項に基づいて算定した賠償額を最高 2 から 3 倍まで増額することができる。

**第 71 条** (新設) ネットワークサービス提供者は ネットワーク利用者がその提供するネットワークサービスの特許権侵害に利用していること知りながら或いは知るべき場合で、適時に権利侵害品と連結を削除、 遮蔽、切断するなど必要な制止措置をとっていない場合、ネットワーク利用者と連帯責任を負わなければならない。

特許権者或いは利害関係者は ネットワーク利用者がネットワークサービスをその特許権侵害に利用しているとの証拠による証明がある場合、ネットワークサービス提供者に 前項記載の必要な措置をもって制止するよう通知することができる。ネットワークサービス提供者は 規定に合う有効な通知を受領しても必要な措置をとらなかった場合、損害の拡大した部分については 当該ネットワーク利用者と連帯して責任を負う。

専利行政部門は ネットワーク利用者がネットワークサービスの特許権の侵害に利用していると認定した場合、ネットワークサービス提供者に 必要な措置を持って制止すること、ネットワークサービス提供者が 適時に必要な措置を取らない場合、損害の拡大した部分については 当該ネットワーク利用者と連帯して責任を負うことを通知しなければならない。

**第 72 条** (新設) 國務院専利行政部門の許可を得ずに、 何れの単位或いは個人も経営目的で特許代理業務に従事することはできない。本条の規定に違反した場合、 特許行政部門は情状に基づき、違法行為の停止を命じ、 違法所得を没収するとともに、処罰することができる。

**(第 72 条削除)**

発明者或いは創作者の非職務発明の特許出願権及び本法に規定されるその他の権益を侵害された場合、所属単位或いは上級主管機関が行政処分を行う。

**第 73 条**(第 71 条を第 73 条に移行)

**第 74 条**(第 73 条を第 74 条に移行) 専利行政部門は、社会に向けて特許製品の推薦などの経営活動に関与してはならない。

専利行政部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関或いは監察機関はその是正を命じ、影響の除去、違法収入がある場合は没収する。情状が重大の場合、直接責任を負う主管職員及びその他の直接の責任者を法に基づき行政処分を行う。

**第 75 条**(第 74 条を第 75 条に移行)

**第8章 特許の実施と運用(新設)**

**第 76 条**(新設) 各クラスの専利行政部門は特許の実施と運用の促進、特許情報の市場化サービスと特許運営活動の奨励と規範しなければならない。

**第 77 条**(第 14 条を第 77 条に移行)

**第 78 条**(新設) 国が設立した研究開発機構、大学・専門学校職務発明創造が合理的期間内に特許権を獲得後、自己実施或いは実施に必要な準備もなく、譲渡や他人への実施許諾もない場合、特許権の帰属の変更がないことを条件に、発明者或いは創作者は単位と当該特許の自己実施或いは他人に実施許諾する協議を行うとともに合意に基づき相応の権益を享有することができる。

**第 79 条**(新設) 特許権者が書面を以て国務院専利行政部門に何人にもその特許の実施を許諾する用意がある声明をするとともに許諾料を明確にした場合、国務院専利行政部門は公告し、公然許諾は実行される。

実用新案や意匠特許について公然許諾の声明を提出する場合、特許権評価報告書を提供しなければならない。

公然許諾の声明を撤回する場合、特許権者は書面を提出するとともに国務院専利行政部門は公告する。公然許諾生命の撤回を受けた場合、先の被許諾者

の権益に影響を及ぼさない。

**第 80 条**(新設) 何人も特許の公然許諾を希望する場合、書面により特許権者に通知するとともに、許諾料を支払わなければならない。

公然許諾期間において、特許権者は当該特許権の独占的或いは排他的許諾、訴訟前仮差止を請求することはできない。

**第 81 条**(新設) 当事者間に公然許諾の紛争が生じた場合、国務院専利行政部門は裁決する。当事者が不服の場合、裁決通知書を受領した日から 15 日以内に人民法院に提訴することができる。

**第 82 条**(新設) 国家標準規格の制定に参加の特許権者が標準制定手続き中にその標準自体に必須の特許を開示しない場合、当該標準を実施する者がその特許技術を使用することを許諾したものと見做す。許諾使用料は双方が協議する。双方が合意に達しない場合、地方人民政府の専利行政部門が裁決する。当事者が裁決に不服の場合、通知を受領した日より 3 か月以内に人民法院に提訴することができる。

**第 83 条**(新設) 特許権を質権設定する場合、質権設定者と質権者は共同で国務院専利行政部門に質権登記を手続きし、質権登記の日より発効する。

質入期間に質草特許権の価値が明らかに減少した時、質権者は質権設定者に別に担保の提供或いは担保物件の追加を求めることができる。質権設定者が別に担保を提供しない場合、質権者は当該質草特許権を処分することができる。

**第9章 附則**

**第 84 条**(第 75 条を 84 条に移行)

**第 85 条**(新設) 特許代理人協会は法に基づき成立した社会団体法人で、特許代理業の自律的組織であり、国務院専利行政部門の指導と監督を受け入れる。

特許代理人と特許代理機構は特許代理人協会に加入しなければならない。特許代理人協会は会の規定に基づき、違反業務に対して自立規範のため会員を懲戒する。

**第 86 条**(第 76 条を 86 条に移行) ■

**【2】職務発明条例草案(送審稿)の公示と意見募集(2015年4月2日)**

この4月2日、国家知識産権局と関連部局は最終的な職務発明条例草案を公表し、法制化するための最終的な公衆からの意見募集を求めた。一般公衆からの意見提出期限は、2015年5月2日である。意見収集され、全体討議での最終調整がされれば年内にも成立するものと思われる。

職務発明条例は、特許のみならず、植物新品種、集積回路配置、ソフトウェアなど幅広い分野にわたるため、2010年に検討を開始して以来、科学技術人材の保護や関連企業組織のイノベーションの推進、権利の帰属や利益の分配について、広範かつ多岐にわたる議論がなされてきた。送審稿は最終的に7章44条から構成されており、当初の発明者や創作者に対する強い保護規定が雇用者側の事情や権利に配慮をした比較的バランスの取れた草案としてまとまった感じがある。

なお、前出の特許法改正にも一部修正案が含まれており、2014年7月の著作権法改正法案でも職務著作に対する報奨規定が追加されていることもあるため、中国現地法人の社内規定の見直しや新設が望ましい状況である。弊所はこの数年職務発明関連社内規程の作成を数多く経験しておりますので、ご質問やご依頼などお気軽にご連絡ください。

関連 WEB サイト [http://www.sipo.gov.cn/yw/2015/201504/t20150403\\_1096790.html](http://www.sipo.gov.cn/yw/2015/201504/t20150403_1096790.html)

<http://www.chinacourt.org/article/detail/2015/04/id/1577850.shtml>

**職務発明条例草案(送審稿 2015年4月2日)仮訳**

(下線部は最終的な修正部分)

**第一章 総則**

**第1条** 職務発明者と組織(翻訳者注:原文は「単位」で組織と翻訳、法人格を有する会社や機関を指す)の合法的な権益を保護し、職務発明者と組織のイノベーションに対する積極性の調和、組織の知的財産権管理水準の向上、知的財産権の運用実施を推進し、経済社会の発展を促進し、イノベーション型の国家建設と人材による強国戦略を実施するために、本条例を制定する。

**第2条** 国は、職務発明及びその知的財産権の創造、運用、保護と管理を奨励する。

各クラスの人民政府及びその関連行政主管部門は、積極的に有効な措置を施し、職務発明制度の宣伝と普及に努め、組織と発明者に本条例を執行することの指導と支援を強化し、職務発明及びその知的財産権の運用の支持と促進をしなければならない。

**第3条** 国務院知識産権行政部門、科学技術行政部門及び人力資源社会保障行政部門は、全国職務発明制度の実施の監督管理に職責分担に応じて責任を負う。

県クラス以上の地方人民政府の知的財産権主管

部門、科学技術行政部門、人的資源社会保障行政部門は、本行政区域内の職務発明制度の実施の監督管理に職責分担に応じて責任を負う。

本条例に言う知識産権主管部門には、特許行政部門、農業行政部門と林業行政部門が含まれる。

**第4条** 本条例での発明とは、中華人民共和国国内で完成した特許権、植物新品種権或いは集積回路配置設計専有権保護客体の知的創造成果に属するものを言う。

**第5条** 本条例での発明者とは、発明の実質的な特徴に創造的な貢献をした者を言う。

発明創造が完成する過程において、単に組織或いは従業員管理に従事した者、物質的技術的条件を利用するために便宜を図った者或いはその他の補助的作業者は、発明者ではない。

**第6条** 国は、企業と事業組織が職務発明の知的財産権管理制度を設け、知的財産権の管理業務専門部署或いは専任人員の配置、或いは知的財産権業務管理の専門機構に委託することを奨励する。

企業と事業組織は、発明報告制度の設置或いは発明者と約定を行い、発明完成後の組織と発明者間

の権利、義務と責任を明確にし、発明の権益の帰属を適時に確定しなければならない。

研究開発に従事する企業と事業組織は、職務発明の奨励・報酬制度を設けるか或いは発明者との奨励と報酬について約定しなければならない。

組織は、前述の制度を設けると、関係者から十分に意見と提案を聴取・検討するとともに、研究者とその他の関係者に発明報告制度及び奨励・報酬制度を公表しなければならない。

## 第二章 発明の権利帰属

**第 7 条** 下記の発明は、職務発明に属する。

- (1) 本来の職務遂行中に完成した発明。
- (2) 本来の職務以外に、組織から割当てられた任務で完成した発明。
- (3) 退職、転職後或いは労働、人事関係終了後 1 年以内に完成した、元の勤務先組織で担当した本来の職務業務或いは割当てられた任務と関連のある発明。但し、国が植物新品種に別途規定がある場合その規定を活用する。
- (4) 主に所属する組織の資金、設備、部品、原材料、繁殖種或いは対外的に公開していない技術資料などの物質的技術条件を利用して完成した発明。但し、資金の返済或いは使用料の支払を約定、或いは完成後に組織の物質的技術条件を利用して検証或いは試験する場合を除く。

**第 8 条** 職務発明について、組織は知的財産権の出願、技術秘密での保護或いは公表する権利を享有し、発明者は署名権並びに奨励や報酬を得る権利を享有する。

非職務発明について、発明者は署名権と知的財産権の出願或いは技術秘密での保護或いは公表する権利を享有する。

**第 9 条** 組織は法に基づき制定された規則制度或いは発明者との約定で、組織の物質的技術的条件を利用して完成した発明の帰属を定めることができる。発明者との約定がないか規則制度に規定がない場合、本章の規定を適用する。

## 第三章 発明の報告及び知的財産権の出願

**第 10 条** 組織と発明者に別途規定がある或いは法

に基づき制定された規則制度中に別途規定がある場合を除き、発明者が組織の業務に関わる発明を完成した場合、発明完成日より 2 ヶ月以内に当該発明を組織に報告しなければならない。

発明が 2 名以上の発明者で完成した場合、全ての発明者或いは発明者の代表が共同して組織に報告し、発明者の代表者が提出する発明報告書は発明者全員の同意を得ていなければならない。

**第 11 条** 組織と発明者に別途規定がある或いは法に基づき制定された規則制度中に別途規定がある場合を除き、発明報告には、下記の内容を含まなければならない。

- (1) 発明者の氏名。
- (2) 発明の名称と内容。
- (3) 発明が職務発明か非職務発明か意見及び理由。
- (4) 組織或いは発明者が説明すべきと認めるその他の事項。

**第 12 条** 組織と発明者に別途規定がある或いは法に基づき制定された規則制度中に別途規定がある場合を除き、発明者がその報告の発明が非職務発明であると主張する場合、組織は本条例第 11 条に規定の報告受領日より 2 ヶ月以内に書面で回答しなければならない。組織が前述の期限内に回答しなかった場合、発明者の意見に同意したものと見做す。

組織が応答書面で非職務発明が職務発明に属すると主張する場合、理由を説明しなければならない。

発明者が組織の応答日より 2 ヶ月以内に反対意見を書面で提出した場合、双方は本条例第 40 条の規定に基づき紛争を解決することができる。反対意見の提出がなかった場合、当該発明が職務発明であることに同意したと見做す。

**第 13 条** 組織と発明者に別途規定がある或いは法に基づき制定された規定制度中に別途規定がある場合を除き、発明者がその報告した発明は職務発明に属すると主張し、組織が受領し本条例第 11 条の規定に符合する場合、報告日より 6 ヶ月以内に国内で知的財産権の出願、技術秘密での保護或いは公表を決定するとともに、その決定を発明者に書面で通知しなければならない。

**第 14 条** 組織は職務発明を知的財産権出願する場合、提出する出願文書について、発明者の意見を求めることができる。発明者は組織の知的財産権出願に積極的に協力しなければならない。

知的財産権出願中に、発明者は組織に出願の進捗状況を質問する権利を有する。

**第 15 条** 組織は職務発明の知的財産権出願手続きを停止或いは職務発明の知的財産権を放棄する場合、その前までに発明者に通知しなければならず、発明者は組織と協議し、当該職務発明の知的財産権出願権或いは知的財産権を取得できる。発明者が協議により前述の権利を取得する場合、組織は発明者が手続きする関連権利移転手続きに協力しなければならない。

発明者が前項の規定に基づき関連権利を無償で取得後、組織は当該職務発明或いはその知的財産権について無料の実施権を有する。

**第 16 条** 発明者はその完成した職務発明に秘密保持義務を負い、組織の同意なく当該発明を公表してはならず、自ら無断で知的財産権出願或いは第三者に譲渡してはならない。

組織はその報告された非職務発明について秘密保持義務を負い、発明者の同意なく当該発明を公表してはならず、自己の名義で知的財産権出願或いは第三者に譲渡してはならない。

#### 第四章 職務発明の奨励と報酬

**第 17 条** 組織は職務発明について知的財産権を取得した場合、発明者を適時に奨励しなければならない。

組織が職務発明の知的財産権を譲渡、他人に実施許諾或いは自ら実施する場合、当該発明から得た経済的利益、発明者の貢献度合いなどに応じ、発明者に合理的な報酬を適時に支給しなければならない。

**第 18 条** 組織は法に基づく規則制度中の規定或いは発明者との約定で、奨励、報酬にかかる手続き、方法と金額を決めることができる。当該規則制度或いは約定では、発明者の享有する権利、救済請求ルートを知らせるとともに、それは本条例第 19 条と第 22

条の規定に合致しなければならない。

発明者が本条例により享有する権利を取消す或いは前述の権利の享有又は行使に不合理な条件を付加するいかなる約定と規定は無効である。

**第 19 条** 組織が職務発明者に与える奨励と報酬の方法と金額を確定する場合、職務発明者の意見を聴取しなければならない。

**第 20 条** 組織が発明者に約定や法に基づく規則制度の規定に職務発明に対する人的奨励の規定を与えていない場合、発明特許権或いは植物新品種権を取得した職務発明について、発明者全体に支払う総額が少なくとも当該組織在職従業員月間平均給与の 2 倍を下回らない額を支払う。その他の知的財産権を取得した職務発明について、発明者全体に支払総額が当該組織の在職従業員月平均給与を下回らない額を払う。

**第 21 条** 組織が発明者に約定や法に基づく規則制度の規定に職務発明に対する発明者の報酬の規定がない場合、組織が職務発明の知的財産権取得後、全ての知的財産権の全ての発明者に下記の方法のいずれかで報酬を支払わなければならない。

(1) 知的財産権の有効期間中は、毎年の発明特許或いは植物新品種の実施による営業利益の 5%を下回らない額、その他の知的財産権の実施では、その営業利益の 3%を下回らない額；

(2) 知的財産権の有効期間中は、毎年発明特許或いは植物新品種の実施による販売収入の 0.5%を下回らない額、その他の知的財産権の実施による販売収入の 0.3%を下回らない額；

(3) 知的財産権の有効期間中に、前記各 2 号で算出した金額を参照し、発明者個人の月平均給与の合理的倍数で毎年の報酬額を確定する；

(4) 第 1 号、第 2 号を参照して算出した金額の合理的倍数を参照し、発明者に一括して支払う報酬額を確定する。

なお、上記の報酬累計は当該知的財産権の実施による営業利益の累計額の 50%を上回らない。

組織が発明者に約定や法に基づく規則制度で職務発明に対する人的報酬の規定を与えていない場



合、組織が当該知的財産権を譲渡或いは他人に実施許諾後、その譲渡或いは許諾により得た利益の20%を下回らない額を発明者に報酬として支払わなければならない。

**第22条** 組織が報酬額を確定する場合、各職務発明の製品或いは技術の経済的利益に対する貢献、並びに各職務発明者の各職務発明に対する貢献度などの要素を考慮しなければならない。

**第23条** 組織が発明者に約定や法に基づく規則制度の規定に奨励や報酬の支払い期限の定めがない場合、組織は知的財産権を取得した日より3ヶ月以内に奨励金を支給しなければならない。職務発明による知的財産権を譲渡或いは他人に実施許諾する場合、許諾料や譲渡料の入金後3ヶ月以内に報酬を支払わなければならない。組織が職務発明を自ら実施し、そして現金で毎年報酬を支払う場合、各会計年度終了後3ヶ月以内に報酬を支払わなければならない。持株形式で報酬を支払う場合、組織は法律法規と組織の規則制度の規定に基づいて配当しなければならない。

**第24条** 特許、植物新品種、集積回路配置設計の申請ができる知的創造の成果について、組織が技術秘密での保護を決定した場合、当該技術秘密に基づく本組織への経済的貢献に対して発明者との約定或いは本章の規定を参照し、発明者に対して合理的な補償を支払わなければならない。

**第25条** 発明者が組織との労働、人事関係を終了した場合、終了前に完成した組織に関わる発明について、本条例第10条、第14条、第16条に規定される義務を継続して履行するとともに、署名権及び奨励金と報酬を取得する権利を継続して享有する。

発明者が死亡した場合、その法定相続人或いは被相続人は奨励金と報酬の取得を継承する権利を有する。

**第26条** 組織及び発明者が別に約定或いは法に基づく規則制度に別途規定をしている場合を除き、職務発明による知的財産権が無効宣告或いは取消された場合、無効宣告或いは取消決定の発効前に発明者が得た奨励と報酬に遡及力を有しない。

**第27条** 組織が職務発明者の奨励金と報酬について、関連規程により従業員の報酬とする場合、企業の経費とすることができる。その他の組織は職務発明者の奨励金と報酬を関連規定に従い処理できる。

## 第五章 職務発明の知的財産権での運用と促進

**第28条** 国が設立した研究開発機関、高等学院大学の職務発明による知的財産権の取得後合理的期間以内に、未実施或いは実施に必要な準備もなく、また譲渡も他人に実施許諾もない場合、発明者は、職務発明の権利帰属の前提を変更しない条件で、組織との協議し、当該知的財産権を自ら実施或いは他人に実施許諾するとともに、協議に基づき、相応の権益を享有することができる。

**第31条** 組織は、職務発明及びその知的財産権の転換実施により得た収益、並びに発明者が得た奨励、報酬に対して、国の関連規程を享受する税収優遇政策を実施する。

**第32条** 国の関連主管部門が組織の知的財産権を評価或いは査定する標準的政策と措置を制定する場合、組織による確実な職務発明制度の実施状況を評価或いは査定の要素にしなければならない。

単位の確実な職務発明制度の実施状況を、その責任者は関連考課範囲に入れなければならない。

**第31条** 国は基金を設立し、財政的資金を利用して設立した科学技術基金プロジェクトと科学技術計画プロジェクトの成果である職務発明の運用を促進する。

## 第六章 監督検査及び法的責任

**第32条** 監督管理部門は当事者の申請により、或いは権利のある通報を根拠として、法に基づき組織の職務発明制度の実施状況を監督検査する。

監督管理部門が監督検査する場合、職務発明に関連する労働契約、規則制度などの資料を検査閲覧する権限を有し、関係当事者に質問する権限を有する。組織と発明者は事実に基づく関連資料を提供し、関連状況の説明をしなければならない。

**第33条** 監督管理部門が監督検査を行う場合、身分証明書を提示し、法に基づき職権を行使するとともに、監督検査において知り得た営業秘密は保持しなければならない。

監督検査後、組織が法に基づく職務発明制度を確実に実施していないことが発見された場合、監督管理部門は期限を定めて、これを是正するよう命じるとともに、警告することができる。

**第 34 条** 発明者が本条例の規定に違反して、職務発明を知的財産権出願した場合、当該出願による権利は組織が享有し、発明者が得た利益は全て組織に返還しなければならない。

組織が本条例の規定に違反して、非職務発明を知的財産権出願した場合、当該出願による権利は発明者が享有し、組織が得た収益は全て発明者に返還しなければならない。

**第 35 条** 下記は発明者の署名権を侵害する行為に属する。

- (1) 発明者が発明者として署名していない場合。
- (2) 発明者でない者が発明者として署名している場合。

**第 36 条** 発明者がその署名権侵害を認定した場合、県クラス以上の人民政府の知的財産権主管部門に処分を請求或いは人民法院に起訴することができる。

重大な影響のある署名権事件については、県クラス以上の人民政府の知的財産権主管部門に処分を請求することができる。

知的財産権主管部門或いは人民法院が署名権侵害行為を認定した場合、侵害者による侵害停止、謝罪、損害賠償を命ずる。知的財産権登録機関或いは登記機関は決定或いは判決に基づき、関連文書に記載された発明者を変更し、公告する。

2 回以上の署名権の侵害の場合、県クラス以上の人民政府知的財産権主管部門は侵害者に 5 千元以上 5 万元以下の罰金を科すとともに、侵害状況を通報する。

**第 37 条** いかなる組織或いは個人も発明者の署名権の侵害行為を県クラス人民政府の知的財産権主管部門に通報する権利を有し、通報を受理した部門

は適時に調査、処理しなければならない。

**第 38 条** 組織の規則制度或いは発明者との約定が本条例第 18 条第 1 項の規定に合致せず或いは本条例第 18 条第 2 項の規定により無効が確認され、発明者に損害をもたらした場合、組織は賠償責任を負わなければならない。

**第 39 条** 組織が発明者に本条例の規定に定められた奨励と報酬を支払わない場合、県クラスの人民政府の知的財産権主管部門は是正を命じるものとし、発明者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

**第 40 条** 発明の権利帰属或いは奨励と報酬に関して紛争が生じた場合、当事者は協議により解決する。協議が成立しない場合、当事者は県クラス以上の人民政府の知的財産権主管部門に調停の請求、或いは人民法院に起訴又は法に基づき仲裁を申立ることもできる。

発明者と組織とに職務発明の報酬で紛争が生じた場合、組織は当該職務発明がその自己実施、譲渡或いは他人への実施許諾により獲得した経済的利益について、挙証する責任を負う。

**第 41 条** 発明の知的財産権出願後に当事者が当該発明の権利帰属の紛争を生じた場合、知的財産権受理期間或いは登録機関は当事者の請求に基づき、知的財産権関連手続きを中止する。

権利帰属紛争解決後、当事者は知的財産権の関連手続きを回復する法律文書を提出できる。

**第 42 条** 組織と発明者は発明の権利帰属、奨励報酬の規則制度或いは関係契約について、所在地の知的財産権主管部門に届出ることができる。

**第 43 条** 国防分野の職務発明については条例の規定を参照し適用する。

**第 44 条** 本条例は、年 月 日より施行する。

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

